

加古川市福祉ホーム事業運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市地域生活支援事業に関する要綱（平成18年9月26日福祉部長決定）第3条第2項第1号の福祉ホーム事業（以下「事業」という。）を行う法人に対して、予算の範囲内において市が交付する補助金に関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）及び加古川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和47年条例第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付の対象）

第2条 この補助金は、加古川市地域生活支援事業者（所）指定基準（平成19年5月27日福祉部長決定）に基づき、福祉ホームとして指定登録を受けて事業を実施する法人に対して交付する。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定める事業の運営に必要な経費とする。

（補助額）

第4条 補助金の額は、一の福祉ホームにつき別表により算定した額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金交付申請書に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。た

だし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金交付決定通知書により当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付決定をするものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、経費その他申請に関わる事項に変更が生じたとき又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金交付決定変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条の規定に準じて決定を行い、その旨を加古川市福祉ホーム事業運営費補助金交付決定変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金実績報告書に必要書類を添えて市長が定める日までに報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助

金の額を確定し、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第6条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額（第7条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定を行ったのち、補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払いすることができる。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金請求書により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（4）暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（5）その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を加古川市福祉ホーム事業運営費補助金交付決定取消通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、加古川市福祉ホーム事業運営費補助金返還通知書により、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第9条の額の確定を行った場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。
- 4 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。
- 6 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第13条 補助事業者は、補助金に係る事業の収支を明らかにした帳簿を備え、収支についての証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は当該職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第15条 申請書、その他書類の様式は別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

1 次の基準額と対象経費のいずれか少ない額

区 分	基 準 額（1か所あたり）	対 象 経 費
知的障害者 福祉ホーム	年額 2,687,160 円 ÷ 12 月 × 市内利用者延べ 月数/定員	以下に掲げる対象経費 の実支出額 × 市内利用 者延べ月数/定員 （対象経費） ・ 管理人等の人件費 ・ 運営に係る役務費、 その他需用費等 ・ 維持管理に係る委託 料

2 備考

- (1) 市内利用者とは、当該福祉ホーム入居前（継続して2以上の施設等に入所していた者については、最初に入所した施設等をいう。）に加古川市に住所を有していた者をいう。
- (2) 市内利用者延べ月数は、当該年度における各月1日付けでの入居者の合計月数とする。
- (3) 端数処理は千円未満切捨てとする。